

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 据切50%以上

グループ	件 名	規 格	単位	予定数量	履行場所	入札日時	履行期限
A	産業廃棄物（廃プラスチック類）処理役務	仕様書のとおり	K G	5,500	相馬原駐屯地	令和6年3月18 日(月)1000	6.4.1～ 7.3.31
	産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬役務	仕様書のとおり	S T	12	相馬原駐屯地		
B	産業廃棄物（蛍光灯管）処理役務	仕様書のとおり	K G	500	相馬原駐屯地	令和6年3月18 日(月)1010	
	産業廃棄物（蛍光灯管）収集運搬役務	仕様書のとおり	S T	2	相馬原駐屯地		
C	廃プラスチック類処理役務	仕様書のとおり	K G	1,680	相馬原駐屯地	令和6年3月18 日(月)1020	
	廃プラスチック類収集運搬役務	仕様書のとおり	U N	12	相馬原駐屯地		

(2) 据切なし

グループ	件 名	規 格	単位	予定数量	履行場所	入札日時	履行期限
D	産業廃棄物（廃プラスチック類）処理役務	仕様書のとおり	K G	5,500	相馬原駐屯地	令和6年3月18 日(月)1030	6.4.1～ 7.3.31
	産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬役務	仕様書のとおり	S T	12	相馬原駐屯地		
E	産業廃棄物（蛍光灯管）処理役務	仕様書のとおり	K G	500	相馬原駐屯地	令和6年3月18 日(月)1040	
	産業廃棄物（蛍光灯管）収集運搬役務	仕様書のとおり	S T	2	相馬原駐屯地		
F	廃プラスチック類処理役務	仕様書のとおり	K G	1,680	相馬原駐屯地	令和6年3月18 日(月)1050	
	廃プラスチック類収集運搬役務	仕様書のとおり	U N	12	相馬原駐屯地		

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち役務の提供等がD以上で格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 都道府県知事から産業廃棄物処理法施行規則第10条の2に規定された「収集運搬業の許可証」及び同規則第10条の6に規定された「処分業の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本契約の履行内容を満たしている者であること。

3 契約書等の作成

- 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を陸上自衛隊駐屯地用標準契約（請）書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- 適用する契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
単価契約に関する特約条項

4 契約条項を示す場所

第406会計隊・第406会計隊新町連絡班・1号隊舎1Fロビー
東部方面会計隊ホームページ（www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin）

5 入札（現場）説明会

実施しない。但し、現場確認等が必要な場合は、個別に対応するので事前に調整されたい。

6 入札実施要領

- (1) 当初裾切50%以上（グループA～C）の入札を実施する。
- (2) 裾切50%以上の入札において落札者がいなかった場合、あるいは応札に対応できる者がなかった場合、裾切なし（グループD～F）の入札を実施する。
- (3) 裾切50%以上の入札及び裾切なしのそれぞれの1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備すること。
- (4) 当初の裾切50%以上（グループA～C）の入札で落札者が決定した場合は、落札に応じた裾切なし（グループD～F）の入札は実施しない。

7 郵送による入札

- (1) グループ別に封書して会社名、入札日時、件名及び入札書在中（朱書き）と明記した上、入札前日の17時までに第406会計隊契約班必着とする。また、複数グループ応札の場合はグループ別に封書したうえで同封可とする。
（事前に郵送による入札を行う場合は、その旨を必ず担当の「飯田」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。）
郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も別に封書したうえで、同封して送付すること。
- (2) 郵便入札により参加した場合の入札会場での立会とは可とする。

8 入札条件

- (1) 入札金額「消費税抜き価格」で標記すること。
- (2) 入札書に関しては、グループA～グループFまでの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、グループA～グループFまでの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

9 落札決定方法

- (1) グループごとの予定数量×単価の総価で、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格を実施調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低入札金額であっても落札者としなないことがあります。

10 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除。但し、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 違約金
契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 履行遅延賠償
履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

11 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電話、ファックスによる入札
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は当該入札者が提出した入札書等を無効とする。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合
- (6) 郵便による入札で期日までに未着のもの

12 その他

- (1) 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 登録業者は、資格審査結果通知書（写）を入札時までに提出すること。
- (3) 適合条件を満たすことを証明する書類を3/14までに提出すること。
- (4) 仕様書は陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊事務室にて配布するものとする。
- (5) 入札及び契約に関するお問合せ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班
電話：0279-54-2011（内線2343） FAX：0279-54-6960 担当：飯田

市 価 調 査 票

FAXにて返信してください
FAX:0279-54-6960 担当:飯田

件 名 : 産業廃棄物（廃プラスチック類）処理役務

品 名	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物(廃プラスチック類)処理役務	仕様書のとおり	KG	5,500			
産業廃棄物(廃プラスチック類)収集運搬役務	仕様書のとおり	ST	12			
合計						
産業廃棄物(蛍光灯管)処理役務	仕様書のとおり	KG	500			
産業廃棄物(蛍光灯管)収集運搬役務	仕様書のとおり	ST	2			
合計						
廃プラスチック類処理役務	仕様書のとおり	KG	1,680			
廃プラスチック類収集運搬役務	仕様書のとおり	UN	12			
合計						
上記以外にも項目が必要な場合は、内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

納 期 : 6.4.1～7.3.31

納 入 場 所 : 相馬原駐屯地

見 積 条 件 : 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住 所

氏 名

入 札 書 (A)

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

殿

¥ (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物(廃プラスチック類)処理役務	仕様書のとおり	KG	5,500			
産業廃棄物(廃プラスチック類)収集運搬役務	仕様書のとおり	ST	12			
合 計						

履 行 期 限 6.4.1~7.3.31

納 入 場 所 相馬原駐屯地

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月18日

住 所

氏 名

入 札 書 (B)

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

殿

¥ (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物(蛍光灯管) 処理役務	仕様書のとおり	KG	500			
産業廃棄物(蛍光灯管) 収集運搬役務	仕様書のとおり	ST	2			
合 計						

履 行 期 限 6.4.1~7.3.31

納 入 場 所 相馬原駐屯地

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月18日

住 所

氏 名

入札書(C)

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

殿

¥ (消費税別途)

品名	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
廃プラスチック類処理役務	仕様書のとおり	KG	1,680			
廃プラスチック類収集運搬役務	仕様書のとおり	UN	12			
合 計						

履行期限 6.4.1～7.3.31

納入場所 相馬原駐屯地

入札条件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月18日

住所

氏名

入 札 書 (D)

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

殿

¥ (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物(廃プラスチック類)処理役務	仕様書のとおり	KG	5,500			
産業廃棄物(廃プラスチック類)収集運搬役務	仕様書のとおり	ST	12			
合 計						

履 行 期 限 6.4.1~7.3.31

納 入 場 所 相馬原駐屯地

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月18日

住 所

氏 名

入 札 書 (E)

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

殿

¥ (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物(蛍光灯管) 処理役務	仕様書のとおり	KG	500			
産業廃棄物(蛍光灯管) 収集運搬役務	仕様書のとおり	ST	2			
合 計						

履 行 期 限 6.4.1～7.3.31

納 入 場 所 相馬原駐屯地

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月18日

住 所

氏 名

入 札 書 (F)

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

殿

¥ (消費税別途)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
廃プラスチック類処理役務	仕様書のとおり	KG	1,680			
廃プラスチック類収集運搬役務	仕様書のとおり	UN	12			
合 計						

履 行 期 限 6.4.1~7.3.31

納 入 場 所 相馬原駐屯地

入 札 条 件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和6年3月18日

住 所

氏 名

仕様書番号：第 10 号
作成年月日：令和6年2月16日

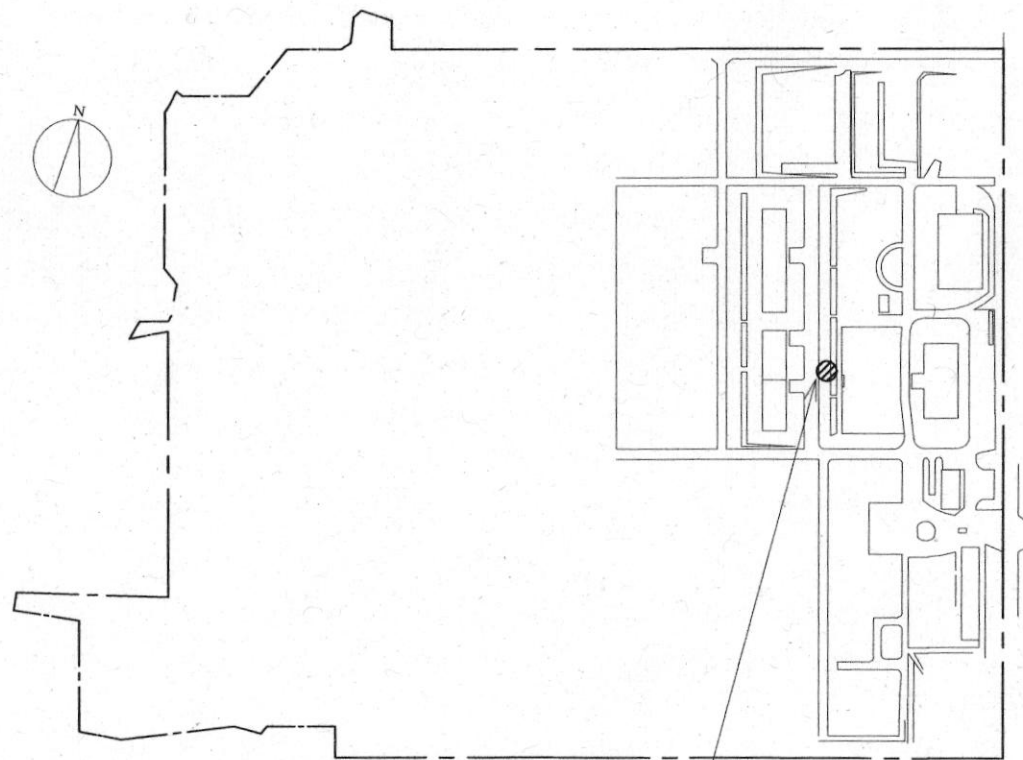
産 業 廃 棄 物
(廃プラスチック類)
収 集 運 搬 処 理

相馬原駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 役務件名 産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処理
- 2 役務場所 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- 3 役務概要 産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処理 1式
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書による他、関係諸規則によるものとする。
 - (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い、その指示に従うものとする。
- 5 特記事項
 - (1) 本役務の請負者は、産業廃棄物処理業に関して必要な許可を受けているものとする。
 - (2) 実施期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間とし、細部日程については監督官と調整を行いその指示に従うものとする。
 - (3) 産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。
また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票の写し等）にて各月ごと提出するものとする。
 - (4) 本役務は産業廃棄物管理票の発行手数料を含むものとする。
 - (5) 本役務で処理を行う産業廃棄物の予定品目、予定数量（基準数量）は次のとおりとする。
ア 廃プラスチック類 5,500kg/年
イ 収集運搬 12回/年
 - (6) コンテナ（8m3タイプ）1台を官側指定場所（別図参照）へ設置し、月1回を基準に収集処理を行うものとする。また、収集日時については、官側との調整によるものとする。
 - (7) 細部不明な点は、官側との調整によるものとする。

件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処理	図面番号	1 / 2
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		



廃プラスチック類収集コンテナ設置場所（基準）

配置図



案内図

件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処理	図面番号	2 / 2
種 別	案内図・配置図	縮 尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

仕様書番号：第 11 号
作成年月日：令和6年2月16日

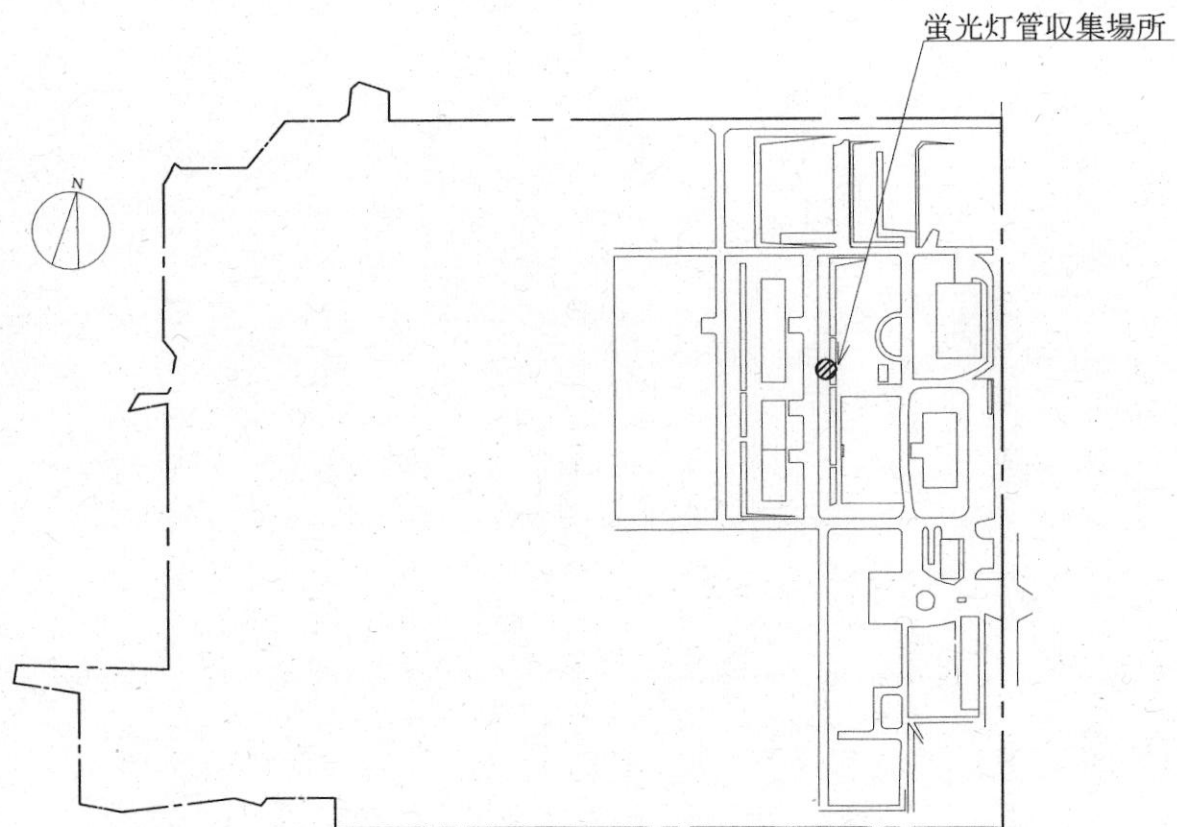
産 業 廃 棄 物
（ 蛍 光 灯 管 ）
収 集 運 搬 処 理

相馬原駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 役務件名 産業廃棄物（蛍光灯管）収集運搬処理
- 2 役務場所 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- 3 役務概要 産業廃棄物（蛍光灯管）収集運搬処理 1式
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書による他、関係諸規則によるものとする。
 - (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い、その指示に従うものとする。
- 5 特記事項
 - (1) 本役務の請負者は、産業廃棄物処理業に関して必要な許可を受けているものとする。
 - (2) 実施期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間とし、細部日程については監督官と調整を行いその指示に従うものとする。
 - (3) 産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。
また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票の写し等）にて各月ごと提出するものとする。
 - (4) 本役務は産業廃棄物管理票の発行手数料を含むものとする。
 - (5) 本役務で処理を行う産業廃棄物の予定品目、予定数量（基準数量）は次のとおりとする。
蛍光灯管 500kg／年
 - (6) 駐屯地指定場所（別図参照）から収集処理を行うものとする。また、収集日時については官側との調整によるものとする。
 - (7) 細部不明な点は、官側との調整によるものとする。

件 名	産業廃棄物（蛍光灯管）収集運搬処理	図面番号	1 / 2
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		



配置図



件名	産業廃棄物（蛍光灯管）収集運搬処理	図面番号	2 / 2
種別	案内図・配置図	縮尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

調達要求番号：4 PWH1CH0011

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	GSVC-11
廃プラスチック類収集運搬処理役務	作	成	令和 5 年 12 月 8 日
	変	更	令和 年 月 日
	作成部隊等名		相馬原駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、相馬原駐屯地が排出する産業廃棄物収集・運搬役務（廃プラスチック）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求 役務名称：廃プラスチック類収集運搬処理役務

2.1.1 役務場所：群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

2.1.2 役務内容：相馬原駐屯地司令部地区の産業廃棄物収集・運搬役務（廃プラスチック） 1回あたり約140kgの収集・運搬（12日）

3 処分に関すること

3.1 許可証

請負業者は、下記処分場への搬入に必要な渋川市長の発行する「一般廃棄物収集運搬業許可書」のほか、本役務の履行に必要な都道府県・政令市の処分業許可証を有していること。

3.2 許可証の提出（写）

請負業者は、当該許可証等の写しを事前に提出するものとする。

3.3 収集場所

付紙第1「相馬原駐屯地廃棄物収集場所（廃プラスチック）」

3.4 収集日時

- a) 毎月の指定日（25日基準）の午前8時30分から午前10時00分を基準とする。
*指定する日の収集・運搬役務が困難な場合は官側係官と調整する。
- b) 実施日は、付紙第2「令和6年度作業実施日」による。
- c) 前各号のほか、官側係官から臨時収集の指示があった日

4 運搬先（処分場）

請負会社指定場所とする。

5 マニフェストの提出

請負業者は、関係法規に基づき適正な処分を実施した後、速やかに契約担当者が指名する検査官にマニフェスト（A～E票）を提供するものとする。

6 検 査

- a) 請負者は、収集・運搬日ごと契約担当官が指名する検査官の立会のもと実施するものとする。
- b) 契約担当官が指名する検査官は、請負業者が提出したマニフェストE票の確認をもって検査合格とする。

7 その他の指示

7.1 請負者の義務

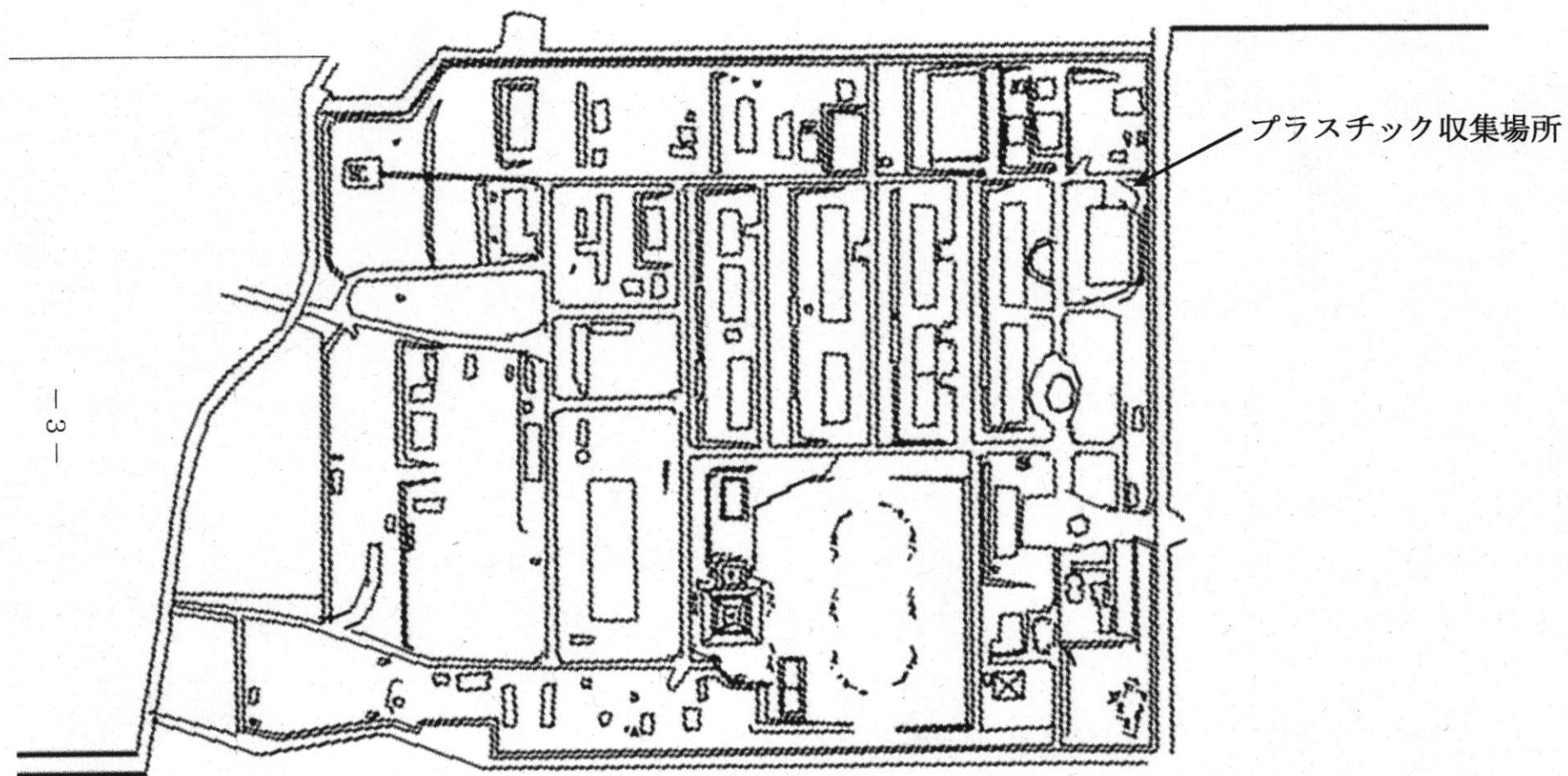
請負者は、役務の実施にあたり役務に関する諸法令を遵守し、役務の円滑なる進捗を図るとともに緒法令の運用、適用は、請負者の負担と責任において行うものとする。

また、駐屯地内の施設（人員）等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において弁償する。

7.2 駐屯地内の交通規制

請負者は、駐屯地内の車両の運行については、交通標識に示す規制を厳守するものとする。

相馬原駐屯地廃棄物収集場所（廃プラスチック）



司令部地区

令和6年度作業実施日(4・5・6月分)

月	日																備 考
	曜																
4		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
										○							
5		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
									○								
6		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
										○							

令和6年作業実施日(7・8・9月分)

月	日																備 考
	曜																
7		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
										○							
8		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
											○						
9		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
											○						

令和6年度作業実施日(10・11・12月分)

月	日																備 考
	曜																
10		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
										○							
11		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
										○							
12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1 日
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
					○												

令和6年度作業実施日(1・2・3月分)

月	日 曜																備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
1		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	1 日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
									○								
2		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	1 日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
										○							
3		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	1 日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
										○							

*作業実施日に変更がある場合については、前月15日までに官側から請負業者へ連絡する。